採用内定期間中における労働関係と研修義務

宣伝会議事件

東京地裁 平成一七年一月二八日判決

平一五 (ワ) 二一八九二号

労働判例八九0号号五頁以下

リード

にも関連し、 参加取りやめを申し出た場合に使用者は免除義務を負っていると判断した。 するとともに、任意の同意によって実施される研修等についても、内定者が合理的理由に基づき 扱いの法制化に反対している。本判決は、労働契約に基づく業務命令としての研修等命令を否定 との意見」、「内定期間中に実習等をさせる場合には何らかの手当が必要ではないかとの意見」が、 必要があるとの意見」、「採用内定後のどの時点から就業規則が適用されるのかという問題がある する研究会報告書」においても明確ではない。「労働基準法の各条文の適用については…検討する 就労始期付説と効力始期付説が主張されているが、この点は「今後の労働契約法制 「あった」とするのみである。 採用内定期間中における研修義務の存否である。 内定期間中の権利義務関係の明確化が課題となっている。 日本労働弁護団は効力始期付説を主張し、経営法曹会議は一律取 内定期間中の労働契約 労働契約法の立法化 のあり方に関 つい

#### 事実の概要

ととなり、 失利益、慰謝料及び弁護士費用の賠償を請求した。 に中途採用試験を受け直すか選択するよう求められた。Xが選択を拒否したところ、 研修参加を求められ参加したが、研修が遅れているとして、試用期間を延長するか博士号取得後 研修前の二月末にXが連絡したところ、Yより、博士号に係る条件は採用条件から外したとして た旨が伝えられたため、Yに連絡することなく五回目以降の入社前研修に参加しなかった。 会と四回の入社前研修に出席したが、 らないこと等の説明を受け、研究に支障はないと判断して同意した。その後、二回の内定者懇親 付を受けるとともに、入社承諾書と誓約書を差し入れた。 終えることを条件として、被告(Y)会社に新卒採用されることとなり、六月に内定通知書の交 原告 一0月から二週間に一回、多少の課題が出される二、三時間程度の研修に参加 て無断欠席 であるとしても、  $\widehat{\mathbf{X}}$ 研究との両立に困難をきたし指導教授に相談したところ、Yより研修参加が免除され 認識が示されたため、 大学院博士課程に在籍する大学院生であったが、年度末までに博士論文審査を 就労始期付であるため入社前研修を義務付けることができるが、 研修での 成績も不良であること等から取消 内定を違法に取り消されたとして、 Yからの課題のため約一週間毎日二、三時間ずつを割くこ Yは、本件は内定辞退であること、 その際、試用期間が三ヶ月であること しは合理的であると主張した。 債務不履行に基づき、 しなけれ Yから採用 研修を連 直前 ばな

定では、 学業への支障などといった合理的な理由に基づき、入社日前の研修等への参加をとりやめ 消しはもちろん、不利益な取扱いをすることは許されず、 ならないというべきであり、入社日前の研修等について同意しなかった内定者に対して、内定取 わざるを得ない。 を業務命令として命ずる根拠はないというべきであり、効力始期付の内定における入 相当因果関係がある逸失利益は同年四月分の賃金額と解される。 債務不履行に基づき、本件内定取消と相当因果関係がある原告の損害を賠償すべき義務を負い し出たときは、これを免除すべき信義則上の義務を負っていると解するのが相当である。」被告は している以上、これを尊重し、 - 内定が 使用者が 飽くまで使用者からの要請に対する内定者の任意の同意に基づいて実施されるもの 始期付 また、 、内定者に対して、本来は入社後に業務として行われるべき入社日前 解約権留保付労働契約であることは当事者間に争いがな 使用者は、内定者の生活の本拠が、 本来入社以後に行われるべき研修等によって学業等を阻害しては また、 学生生活等労働関係以外の場所に存 一旦参加に同意した内定者が、 <請求一部認容 「効力始期 社日  $\mathcal{O}$ る旨申 付 前 修等 の研 と  $\mathcal{O}$ 11

#### 研究

労働関係に焦点を当てて検討する。 試用 期間延長の適法性、 留保解約 権の 理解、 逸失利益、 等の論点もあるが、 本稿では内定中の

## 裁判例の検討

始期付であることを理由として内定者からの請求を認容した始めての判決である。 することで請求を否認する傾向を有してい 内定者の請求を認容してきたのに対して、効力始期付と判断した場合には、 就労始期付と判断した場合には、労働基準法や就業規則、更には解雇法理の適用を認めて、 内定によって成立する労働契約が効力始期付であると判断した判決におい それらの適用を否定 従来の裁判例 効力

件判 められ してい 規則所定の解約事由に該当しないと判断していた。 法三条にも抵触するとして従業員の地位を認め、 判断した。 理に直接は触れていないが、判決が引用する三菱樹脂事件最高裁判決。は、「留保解約権に基づく が存在し社会通念上相当として是認できる場合にのみ許される」として請求を認容した。 た解約権留保付労働契約の成立を認めた原審を正当と判示した。 一決(4)は、 」として 就労始期 たが たと断じていた。 たのは会社 以前の事例としては、日立製作所事件判決のが、 整理解雇の有効性判断に関する四要素を総合考慮の上判断し、 取消 付判断として 「通常の解雇」との異同を論じているものであった。 しを解雇権濫用であり無効と判断していた。 の内心の意思にすぎず、労働契約は当事者意思の客観的合理的な解釈とし その上で、 は、 大日本印刷事件最高裁判決いが、 「解約権留保の趣旨、目的に照らして、 電電公社事件の仮処分申請地裁 森尾電機事件 在日朝鮮人を理由とした取消が労基 原審判決②は、 就労の始期を大学卒業直 判決つは、 その後、 客観的に合理的 内定取消しを無効と インフォミックス事 解除条件付 数判決(6) 取消自由 解雇法 な理由 判断 て認

成立による就労不能を理由として解約権行使を是認した。 属先、採用職種及び身分を具体的に明示して」いることから、効力始期付労働契約の成立と解し (11)も内定取消しを認めていた。 件の地裁判決(w)が、地方公務員法の適用はないとして内定取消しを適法とし、 パソナ事件判決<mark>®</mark>は、原告からの整理解雇の四要件適用の主張を退けて、 効力始期付判断としては、電電公社事件最高裁判決®が、「採用内定通知には、 効力始期付のため公社法も就業規則も適用されないとして解約権行使を是認した。その 以前の事例としては、 桑畑電機事件決定 業務委託契約の不 東京都建設局事 採用  $\mathcal{O}$ ) 刊、配

決<mark>(15)</mark>も、 明確にされているため採用内定合意の成立は内定式終了後であるとし、国民生活金融公庫事件 にすぎないとした。いわゆる採用内々定につき、新日鐵事件判決uoは、 ため、それ以前の告知は採用内定の告知ではないと判断した。 により辞令交付によるとされていることから、内定通知を準備行為としてなされる事実上 労働契約成立を否定した東京都建設局事件の最高裁判決(12)と高裁判決(13)は、職員採用 採用内定は一0月一日以降とする自主的規律があり、 書面の交付が同日予定されてい 内定式による採用内定が 一の行為 が 內規

合には、 違として内規が挙げられるが、これは「採用者側の内部的・主観的事情」にすぎない(19)。内々定 就労始期付の裁判例は、労働基準法規定あるいは解雇法理との関係で判断され、「解約権の正当な についての裁判例にも同様の指摘ができる。第二に、留保解約権行使の判断基準が明確ではない。 当調査官によって採用通知の文言が根拠となっていると解説されているが(10)、 行使の根拠を念頭においたおり、 なるが、その場合の判断基準が明確でない。第三に、始期の法的性質についての議論が、 行使に安定的な基準を見いだすという目的論的見地」<mark>(20</mark>)とも評される。 て契約解釈を行うことも問題である<mark>(18)</mark>。東京都建設局事件最高裁判決についても、事実関係の相 の事実関係の相違点が理解できない(い)上に、一方当事者の発した採用内定通知の文言を根拠 「その始期到来前の解約は解雇法とは完全に切り離したところで構成するのが筋」(21)と 効力始期付の判断基準が明確でないことがわかる。電電公社事件最高裁判決 研修等の法的根拠について語るところがない。 他方で、効力始期付の場 大日本印刷事件と とし

### 一 学説の検討

内定の実態が多様であり実態に即した法的構成が必要であること、 例 を共通の に対 して学説は、内定期間中の使用者からの各種指示の法的根拠を念頭に議論され 前提とした上で、効力始期付説と就労始期付説が主張される。 両当事者の合意解釈によ 7

修参加が強制されるのであれば、労働契約の効力が発生していると解し、特別の義務を課されな 者意思)を多様に把握(法律構成)していくこと」により契約の性質決定を行い、具体的問題は 禁止されて 「それぞれの問題に即して個別具体的に解決を図るべき」との主張である<mark>⑵</mark>)。 場合には、 事案によ 1 入社日を効力発生の始期とすると理解される(23)、あるいは、 ない り就労始期もしくは効力始期と構成すべしとの見解もある。「多様化する実態 ので、 義務が課せられている場合には、 労働契約の効力が発生している(24)と言 研修義務を課すことは レポ ート提出や研

われる。 この立場は 「結局は当事者、 とりわけ使用者の意向如何ということにな」る(25)

労働者に過度の負担とならない(82)、との制限を加える必要性も主張されている。 き義務が付着している」との見解(30)、内定関係における信義則に基づき、レポート提出や研修参 るものもあるが<sup>(27)</sup>、多くは、新卒内定者の本来の地位が学生であることを挙げている<sup>(28)</sup>。 加などの拘束関係を肯定する見解<mark>®1)</mark>もある。④研修等は別途の合意により行われることになるが であるが、「入社意思の確認の意味をもってなされる連絡や必要書類の提出等の手続きには応ずべ ねないと批判している(29)。③内定期間中には「一切の法的関係は発生しない」と解するのが大半 を義務と捉えることは内定者の義務を不当に拡大し、内定取消しを正当ならしめる理由になりか <mark>288</mark>と論じる。②就労始期付説への批判としては、使用従属関係が現実には存在しないことを挙げ の恣意的な内定取消から保護して労働契約上の権利を与えるための法技術として考え出された」 力始期付説 は、 ①労働契約成立の根拠を、 両当事者の意識の通常のあり方に求め、

基法規定や解雇法理の適用を認めてよいこと(30)が挙げられる。 関係が生じたという実態から判断すべき(88)、応募者の保護という政策的観点を重視して契約当事 定の実態や法政策的観点を強調する見解が有力である。内定という合意を契機として従属的 者の意思を客観的 契約であるから効力発生のために就労が必要であるとは言えないこと、内定中の入社前教育 ついての使用者からの指示をいかに解するのかに困難を来すこと(85)、就労を前提としない労 就労始期付説は、 ・合理的に解釈すべき(34)等と論じられる。 ①労働契約成立の根拠を、当事者の主観的意思に求めるものもあるが、内 ②効力始期付説への批判としては、

研修義務は労務提供義務の内容をなしているが、入社前には就労義務がないので業務命令として ざるを得ないとする(87)。研修に応じることが、内定者にとっても当該企業に即応する労働力の価 内定者との合意によることになるが、「必要最小限度のものにとどめるべき」 (43)とも主張される。 に基づくものであり内定者の義務であるとして、研修と区別されることが多い(42)。入社前教育は 研修を強制することはできない(41)と論じる。ただし、レポート提出などは、従業員たる地位取得 入社前教育等に関し労働契約上の拘束関係を一般的に肯定する見解は疑問(40)との考えをもとに、 が発生する<mark>(39)</mark>。 値増殖を可能にするものとも考えられ<mark>88</mark>、会社にも、所定の時期に就労させるべき準備する義務 も言えないことから、入社前教育として妥当であるかぎり、業務命令に準ずる法的拘束力を認め 払いが必要となること、 ③内定期間中の研修義務については肯定説と否定説がある。内定者の就労義務が存在しないこ 研修は、学生生活に支障のないものであり、公序や強行法規に違反するものでなく、報酬支 否定説は、採用内定制度が主に企業側の要請から生み出されたものであるから、 では共通している。肯定説は、入社前教育の目的が必ずしも不法不当と

効力始期付説については、労働契約締結の意義を内定取消からの保護のための法技術とのみ見る 作り出されてきたものであることから、 が別問題であること(45)、当事者の主観的意思の探求は、内定制度が主として会社側の要請により らかの指示が行われている。事案によって判断する見解は、権利義務の存在とその行使・履行と きではない ある調査によれば、 技術や知識の講習等、 内定者への拘束の 内定者に対して特に何もしなかった企業は八%にすぎず、内定者交流会 側面のみではなく権利保障の 使用者の意向に左右されてしまうこと、 を実施するものが約半数という結果となっており(44)、 側面も評価するべきであろう。 の問題がある。 何

期間中の労使の義務は就労準備に関する義務であると理解できる。内定期間中の使用者からの指 定の状態とは、労働契約成立した後、 基準が不明確であり、研修義務を内定者の合意にかからしめていることの問題が指摘できる。 との危惧は正当であるが、他方で義務否定説についても、 説がとられるべきである。研修義務肯定説に対し、 として「学習への支障を来さないこと」を挙げるのみでは内定者の私生活への過大な干渉となる、 また、研修等を内定者の「自由な同意による」としか構成できていない問題があり、 この性質に即したものについてのみ内定者の義務と解される。 現実に就労するまでの準備期間であると理解すれば、 内定者の義務が拡大すること、それへの 内定者交流会出席と研修とを区別する 就労始期付 内定

# 三 本判決の意義と問題点

ここに、本判決の問題点が現れている。 博士論文執筆中の大学院生であることから、 論は肯定されるであろう(46)。 本判決が研修義務を否定していることは評価できる。学説のどの立場に立ったとしてもこの結 しかし一方で、 学部の通常学生の場合への危惧が指摘されている。 博士号取得が採用の条件とされていた事例であり、

権がないとすべきであったが、 を認めている。しか との検討が必要であったし、労働契約とは別個の研修合意によってなぜ労働契約の解約が 正当とする要件が不明な点である。本判決は、 問題の第一は、 るのかの検討が必要であった。第三は、 本件内定を効力始期付と判断した理由が不明な点である。 合意の虚偽性については重ねて指摘されてきており合意が正当であるこ 免除義務と構成したためその要件充足性の問題が生じる。 免除義務と構成している点である。端的に指揮命令 研修合意の成立と違反に対する内定取消の可能性 研修合意を 产证当化

- 大阪 高判 引 八二頁
- 2 判 平成一〇年一月二三日・割 昭和四八年一二月一二日・民判 昭和五一年一〇月四日・民判 昭和五四年七月二〇日・民 民集三三巻五号六一九頁民集三三巻五号五八二頁
- 3 判時一六二九号一四五頁民集二七巻一一号一五三六頁
- 地判
- 井隆史「在日朝鮮人であることを理由とする採用取消の効力」ジュリスト五六八号 ていないが、 横浜地判 労基法三条に抵触すると述べているところから、 昭和四九年六月一九日・ 労民集二五巻三号二七七頁。労働契約の効力につい 就労始期付と理解されている(下 (一九七四年) てふれ
- 一二三頁以下)。
- (c) 大阪地判
- 月三一日・労民集二三巻二号一四九頁 ⑺ 東京地判 昭和四五年一一月三0日・労民集二一巻六号一五五0頁、昭和四六年八月一六日・労民集二四巻四・五号五0六頁 東京高 判 和 兀 七年三
- ⑻ 最二小判 年四月二一日・民集三四巻三号四八八頁)、仮処分申請事件の高裁判決(大阪高判 昭和五五年五月三0日・民集三四巻三号四六四頁。地裁判決 八(大阪 地 昭 判 和四 和五二 八年一
- 電公社における類似した別事件(大阪地決 昭和四九年一一月一日・判時七六0号一00頁) 0月二九日・労民集二四巻四・五号四七三頁)では「公社の公共的性格」も理由としている。
- 同様の理由付けの上、非違行為が軽微であることから解約権行使を無効と判断している。
- (9) 大阪地判 平成一六年六月九日・労働判例八七八号二0頁
- (10)東京地判 昭和四九年一0月三0日・民集三六巻五号七八九頁
- 大阪地決 昭和五一年七月一0日・労民集二七巻三・四号三一三頁
- (12)最一小判
- (13)東京高判
- 年五月一六日 (14) 東京高判 労働経済判例速報一八七六号三一頁 平成一六年一月二二日・労働経済判例速報一八七六号二四頁、昭和五一年九月三0日・民集三六巻五号八一九号昭和五七年五月二七日・民集三六巻五号七七七頁 東京地 判 平成 \_\_\_
- (15) 東京地判 平成一五年六月二0日・労判八五四号五頁
- (16)
- (17) 七頁以下 けた者に対する電電公社の採用取消が有効とされた例」ジュリスト七三九号(一九八一年)一一 渡辺章「無届けデモの指導行為につき公安条例違反等の廉で現行犯逮捕され起訴猶予処分をう時岡泰「最高裁判所判例解説」法曹時報三四巻二号(一九八二年)二0三頁以下
- (18) 萬井隆令 「採用内定取消と留保解約権の行使を認めた事例」 民商法雑誌八三巻六号 (一九 八一
- 九六四頁以下
- (19) 奥山明良 「職員研修反対集会への参加、逮捕を理由の地方公務員採用内定者に対する内定取消 と認容行為の成否」ジュリスト 七八七号 (一九八三年) 一0一頁以下
- (20) 渡辺章「職員研修反対集会に参加し逮捕されたことを理由とする地方公務員の採用内定取消」 ジュリスト六一一号 (一九七六年) 一四五頁以下
- (22) 水町勇一郎「労働契約の成立過程と法」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法(21) 浜田冨士郎「採用内定の取消し」法学教室一五二号(一九九三年)六頁以下 二000年)四一頁以下 第四巻』
- 執筆部分] 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法 第二版』(有斐閣・二0 0二年) 九五頁 [島田陽一
- 『雇用関係法 第三版』(新世社、二〇〇三年)六九頁
- (26) 岩村正彦 一六頁 「求人票記載の賃金見込額の意味と賃金額の確定」労働判例「採用内定2」法学セミナー五六九号(二00二年)三八頁 四三一 号  $\widehat{\phantom{a}}$ 九 八四年)
- 『労働法概説Ⅰ』(弘文堂、二00四年)三二頁、『労働権保障の法理』(信山社、一九九九年)一七 一七八頁
- (28) 土田道夫
- (29) 毛塚勝利 「採用内定・試用期間」日本労働法学会編『現代労働法講座一 0 ŭ (総合労働研究所
- 八四頁以下

- (30)唐津 博
- (31) 「採用内定」『労働判例百選[第六版]』(有斐閣、一・前掲書二0八頁 一九九五年)二三頁
- 三一頁 野本夏生「採用 内定、 試用期間、 労働条件の明示」 季刊労働者の権利二六三号  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 0 0六年)
- (33)一七九頁
- (34)西谷敏「卒業予定者の採用内定の取消と留保解約権の濫用」萬井隆令『労働契約締結の法理』(有斐閣、一九九七年)一 民商法雑誌 八二巻四 뭉 九 八 0
- 年 八六頁以下
- (35)
- (36)『労働法の世界 (第六版)』 (有斐閣、  $\frac{-}{0}$ 0五年) 五二頁
- (37))萬井・前掲書一九三頁)中窪裕也・野田進・和田啓
- 頁以下 (38)菊谷達彌「内定取消 ・自宅待機と内定者の期待的地位」 季刊労働法九六号  $\widehat{\phantom{a}}$ 九七五年) 八
- (青林書院、一九八四年) 五二頁以下(39) 萬井隆令「採用内定と試用」沼田稲次郎・本多淳亮・片岡曻編 『シンボジ ユ ム労働保護法』
- (40)二一頁
- (41)(一九九七年) 一頁以下 林和彦「新入社員教育研修の法的根拠と賃金・手当・労働時間」高木紘一「採用内定」『労働判例百選 [第五版]』(一九八九年) 労働法学研究会報二0 九五号
- (42)昇三執筆部分 『基本法コンメンタール弟四版 労働基準法』(日本評論社、 一九九九年) 五八頁以下 [遠藤
- (43)一0二頁以下
- (44)『大学生の就職・募集採用活動実態調査結果Ⅰ』(労働政策研究・研修機構、和田肇「大学生の就職戦線の変化」法学教室二三0号(一九九九年)一0二 二00六年)
- (45)菊谷・前掲論文
- 以下、 五号 労働基準六七六号 (二00五年) 三0頁以下、 研修参加を義務付けられるのか」月刊人事マネジメント(二00五年)一一八頁以下、 り消しは違法」労働法学研究会報二三七0号(二00五年)四頁以下、 「入社前研修への不参加等を理由とした採用内定取消し」労旬一六二0号(二00六年)五0頁 判例評釈には以下のものがある。小畑史子「入社前研修不参加等を理由とする採用内定の取消 企業と人材八六二号 (二00五年) 二二頁、 山崎文夫「判例解説 入社前研修 山田省三「入社前研修不参加を理由とする採用内定取消の効力」労働法学研究会報二三六 (二00五年) 廣石忠司 への不参加を理由とする採用内定取り消 「宣伝会議事件」賃金実務九八0号 三六頁以下 佐竹真之「入社前研修不参加を理由とする内定取 島田陽一「採用内定者に (二00五年) 四八頁 しが違法とされた 丸山亜子